

～相談事例～

こんな時、どうするの？ マニフェストの記載あれこれ



今回は、排出事業者（建設業）の方からマニフェストの記載方法について、御相談がありましたので御紹介します。

（質問 1）

貴協会からマニフェストを購入し、連番で印字して利用していますが、打ち間違いがありあらかじめ記載されている交付番号が欠番になるが問題ないですか。

（回答 1）

この番号は、当協会ですでに販売したものなのか販売後にわかるように記載させていただいているもので、欠番になっても問題はありません。

（質問 2）

当社ではあらかじめ印字されている番号の他に、連番で整理番号を付けて管理していますが、この番号も欠番になるがこれも問題はないですか。

（回答 2）

欠番になっても番号が記載してあれば、問題はありません。しかし、この番号は、たぶん廃棄物処理法施行規則第 8 条の 21 に基づく法に定める交付番号にあたるものに該当すると思われるので、収集運搬業者、処分業者の方にはあらかじめ欠番になることを伝えておくか、追加記載事項欄に、前の番号は欠番であることを記載しておく方が良いと思います。

（質問 3）

印字にミスがあり二重線で消すと欄がいっぱいになって修正する文字が書けなくなっていますが、このようなものを利用することはできませんか。

（回答 3）

建設六団体副産物対策協議会のマニフェストであれば、右下に追加記載事項欄がありますので、このスペースを利用するはいかがでしょうか。また、公益社団法人全国産業資源循環連合会のものであれば、スペースは小さいのですが右中段に備考・通信欄がありますので、このスペースを利用して間に合えば利用することは可能だと思います。

（質問 4）

産業廃棄物の処理を委託する時にはマニフェストにあらかじめ数量を記載して発行しますが、処分場で台貫に乗せて正確な数量が出ます。この台貫の値に応じて料金の支払いもしているので、マニフェストに記載する数量は記載せず処分場で記載することはできないでしょうか。

（回答 4）

マニフェスト交付時に記載するこの数量は、廃棄物処理法第 12 条の 3 に定められている記載項目であり、マニフェスト交付時に記載しなければなりません。台貫の値も管理するのであれば、回答 3 で説明したスペースに記載して管理するはいかがでしょうか。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第 12 条第 7 項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

（主な事業）

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。

（その他）

- 契約期間は 1 年間。
- 料金は 1 事業所、※年間 10 万円。（当協会の正会員及び賛助会員は 5 万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。